

第1回:減損会計の概要

2015.12.11

新日本有限責任監査法人 公認会計士 浦田 千賀子

新日本有限責任監査法人 公認会計士 伊藤 毅

【ポイント】

減損会計は、企業が行った投資額が回収できなくなるという見積りをタイムリーに財務諸表に反映するための会計処理です。

企業は新たな利益を得るために、固定資産を取得し事業の拡大を計画します。例えば、新規事業を開始する際、そのための機械装置を設置することがあります。その際、企業は固定資産の投資額以上のもうけを将来得ることを見込んで、固定資産を購入しています。

図 1-1 固定資産への投資

- ABC 株式会社は、新規 X 事業に参入するため、新しい機械装置を購入しました。

(設定)

機械装置の取得価額を 600 とする(下記図の投資額部分)。

耐用年数は 5 年、残存価額は 0 である(毎年 120 ずつ減価償却される)。

毎年の回収見込み額は 170 である(5 年間で 850。下記図の将来の回収見込み部分)。

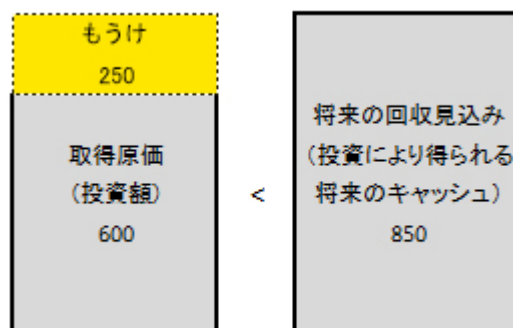


図 1-1 の場合、毎年、将来の回収見込み 170－減価償却額 120＝50 のもうけを得ることを想定しています。投資時点の計画通りに事業を営むことができた場合、耐用年数 5 年を経過した時点で 250 のもうけを得ることになります。この場合、ABC 株式会社は、投資額を上回る成果を得られたということになります。

図 1-2 投資の失敗

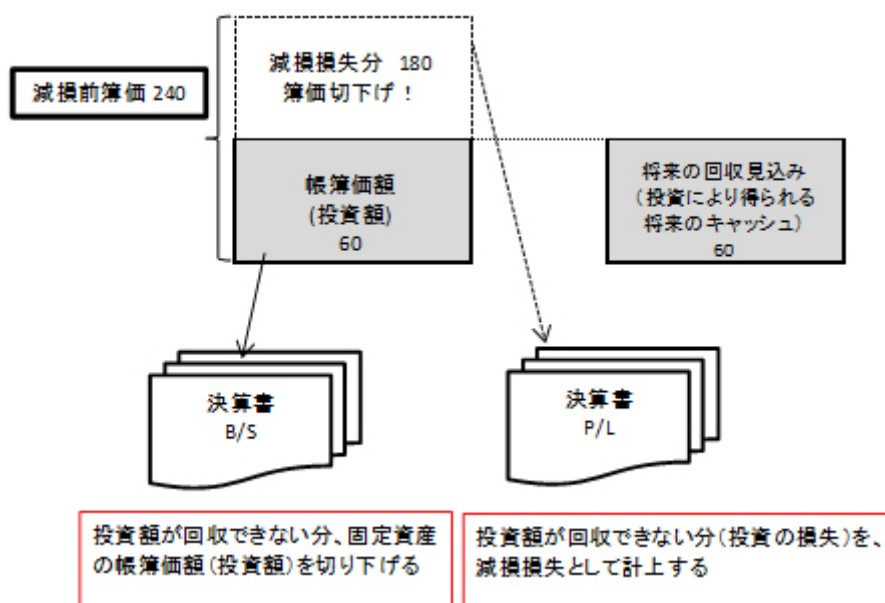
- ABC 株式会社が X 事業に参入してから 3 年後、強力な同業他社が出現！

これにより、今後の回収見込みが、投資時点の当初計画より大幅に減少してしまいました。

(設定)

同業他社はかなり大きなシェアを占めており、その影響を受け、残り 2 年の将来の回収見込み額が 60 まで下落(1 年あたり 30)。

一方で、投資から3年経過後の帳簿価額は、 $600 - \text{減価償却 } 120 \times 3 \text{ 年} = 240$ である。



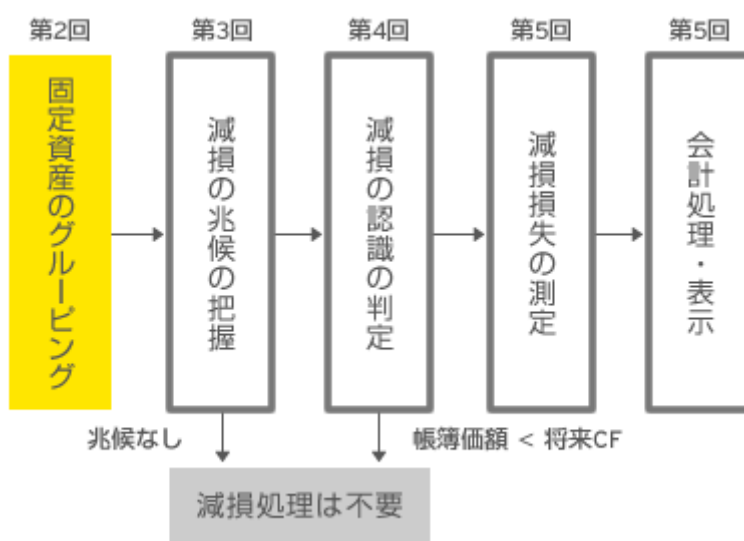
しかし、投資はいつも成功するとは限りません。強力な同業他社の出現など、様々な事象によりもうけが得られないどころか、固定資産の投資額すら回収できない、元が取れない状況になることも大いにありえます。

図 1-2 の場合、貸借対照表に計上されている機械装置の帳簿価額 240 に対して、将来の回収見込みが 60 と小さいため、帳簿価額と将来の回収見込みの差額 180 が投資の損失ということになります。このように投資の損失が見込まれる場合には、当該事実を財務諸表に反映する必要があります。そこで、会計上は固定資産の帳簿価額に反映させるために、「減損」という処理を行います。固定資産の帳簿価額を減らした部分は、損益計算書では「減損損失」として反映されます。一方、貸借対照表では、固定資産の帳簿価額が、減損損失分減らされた金額で計上されることとなります。これにより、固定資産の帳簿価額が見積り時点で得られると見込まれる回収額に見合った金額であることを明確にすることができるのです。

ここでは、機械装置を例に固定資産の減損について説明しましたが、実際に減損会計が適用される資産は広範囲にわたっています。こちらについては、解説シリーズの本編において説明しておりますので、ご参照ください。

【ポイント】

資産のグルーピングをするうえで大切なことは「キャッシュを生み出す最小の単位であるか」、「キャッシュ・イン・フローが相互補完的か」の2点です。



ここからは、減損会計のステップについて、1 つずつ見ていくことにしていきましょう。

第1回で、減損会計は、投資額が回収できない部分を明確にするものであることを説明しました。ここで、ABC 株式会社は購入した機械装置単独で X 事業の製品を生産しているわけではなく、通常は機械装置を含めた生産ライン全体が一体となって機能することで X 事業の製品を完成させていると考える方が自然です。

このように、資産を使用することにより、キャッシュを生み出す最小の単位まで、資産をまとめて考えることを「資産のグルーピング」といいます。

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行います。このグルーピングによりまとめられた資産又は資産グループ単位で減損が判定されることとなります。

下記の図の場合、α 工場全体が X 事業の「キャッシュを生み出す最小の単位」として考えています。

<図 2-1>キャッシュを生み出す最小の単位

(設定)

- α 工場は、ABC 株式会社の管理会計上の 1 区分となっている。
- α 工場は X 事業の製品のみを生産している。

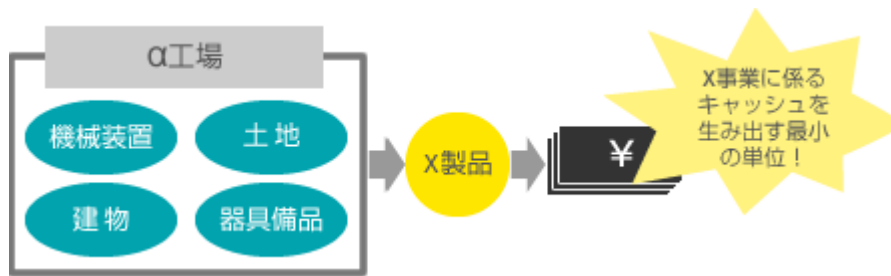


図 2-1 の α 工場には機械装置、土地、建物、器具備品がありますが、これらが一体となって X 製品が出来上がり、売上が計上され(キャッシュ・フローが生み出され)ます。従って個々の資産ごとに減損を判定せず、 α 工場を 1 つのグループとして、減損を判定することになります。

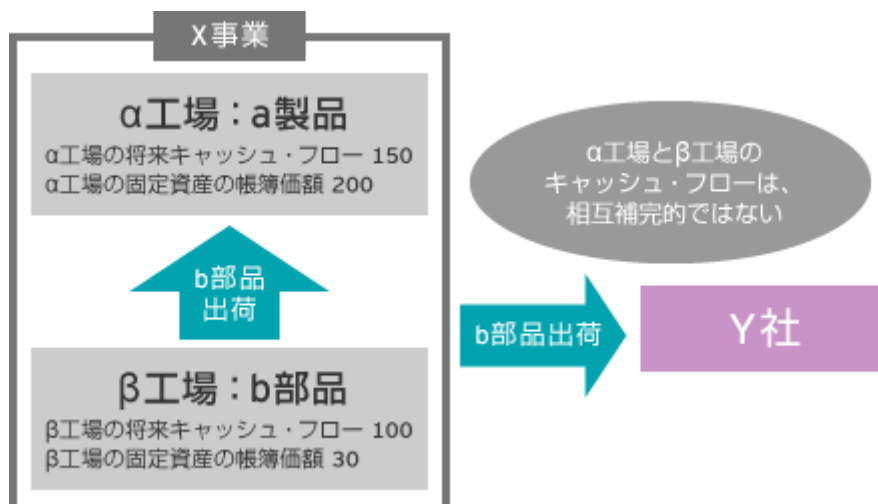
実際には、一体となってキャッシュ・フローを生成するという要素に加え、企業の管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮したうえで、キャッシュを生み出す最小の単位を判断することになります。

キャッシュを生み出す最小の単位を判断した後に重要になるのが、その最小の単位間の「相互補完性があるか」という点です。つまり、キャッシュを生み出す最小の単位同士の関連性の大小という観点からも、資産グループを判断することになります。キャッシュを生み出す最小の単位同士の関連性が大きく、当該単位を切り離れたときには他の単位から生ずるキャッシュ・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合、相互補完的であると認められるため、同じ資産グループとして扱うことになります。下記の図で相互補完性の概念について見てみましょう。

<図 2-2> 相互補完性

ケース①

- ABC 株式会社では X 事業に関連する工場が 2 つあります。
 α 工場では a 製品(原料は b 部品のみとし、 β 工場以外から入手することは不可能とする)を生産しており、 β 工場では b 部品を生産し、 α 工場へ供給しています。
 もし、 β 工場で生産する部品に市場性があり、外部販売が可能な場合...

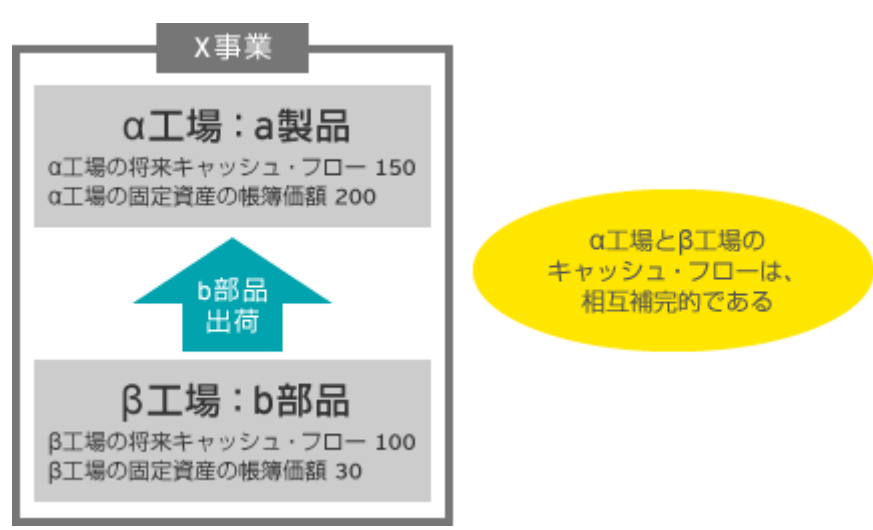


ケース①において、もし α 工場が閉鎖されても、 β 工場は外部の Y 社という販売先があるため、キャッシュ・フローの減少幅は限定的であると仮定します。その場合、 α 工場と β 工場のキャッシュ・フローは相互補完的ではないと考えられるため、 α 工場と β 工場は各々で減損の判定を行うこととなります。

α 工場においては、将来キャッシュ・フロー150 < 固定資産の帳簿価額 200 なので、減損の認識をする必要があります。一方 β 工場においては、将来キャッシュ・フロー100 > 固定資産の帳簿価額 30 なので、この図の時点においては、減損を認識する必要はないと考えられます。

ケース②

- 一方で、 β 工場で生産する部品に市場性がなく、 α 工場のみで販売している場合...



ケース②の場合、 α 工場の閉鎖により β 工場は販売先を失うため、キャッシュ・フローの減少幅は大きいと考えられます。このような場合、 α 工場と β 工場のキャッシュ・フローは相互補完的であると考えられ、 α 工場 + β 工場を一つの資産グループとして減損を検討することとなります。つまり、 α 工場 + β 工場の将来キャッシュ・フロー250と α 工場 + β 工場の固定資産の帳簿価額 230 を比較して減損を検討することとなります。

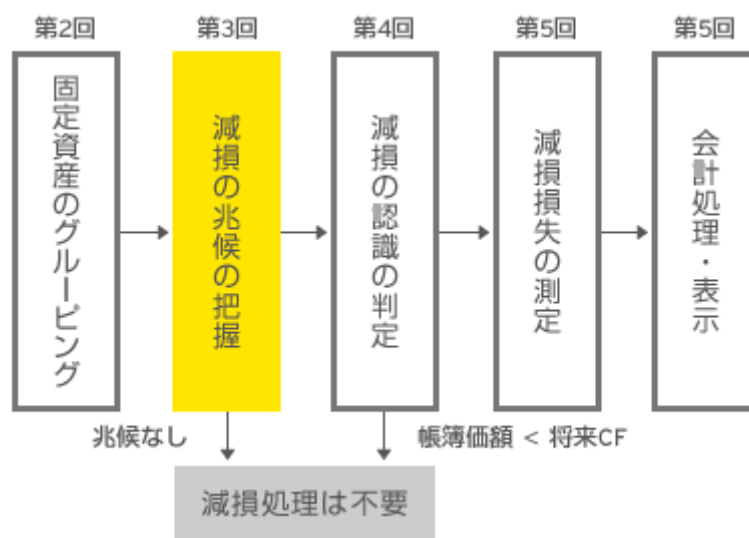
第3回:減損の兆候

2016.09.15

新日本有限責任監査法人 公認会計士 浦田 千賀子

【ポイント】

減損の兆候とは、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象のことで、



第2回で、減損会計の第1段階である固定資産のグループピングについて見ていきました。第3回では減損会計の第2段階として、固定資産や関連する事業をとりまく環境から、どのように減損の兆候を把握するかを見ていきます。

すべての資産に対して減損の認識の判定を行うことが、企業の金銭的・時間的負担を増大させるおそれがあることから、まずは、減損を検討するか否かの入口として、減損の兆候を把握します。

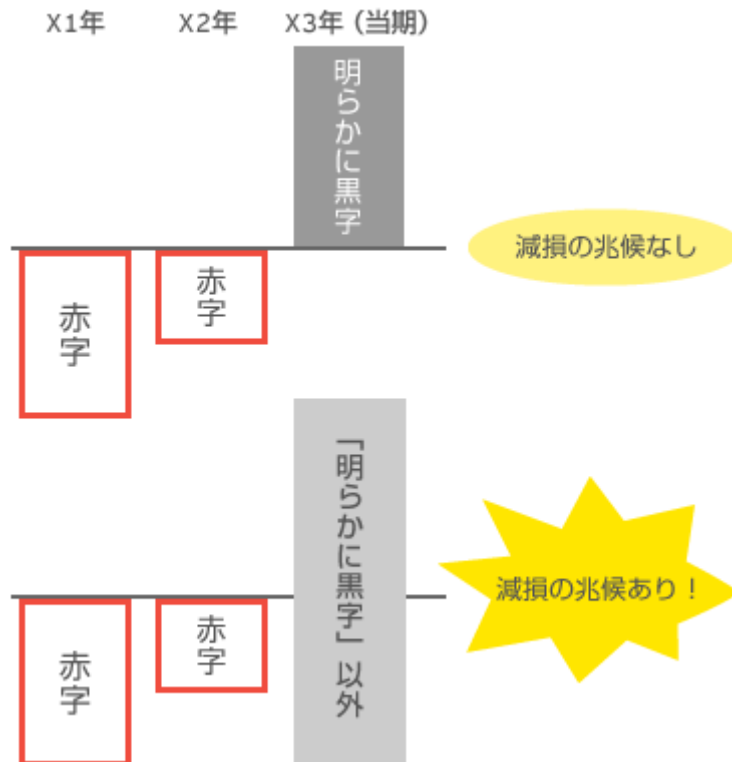
固定資産の減損の兆候の例として、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」)では、下記の4つの例(①~④)を挙げていますので、順にご説明します。

① 営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合

営業活動から生ずる損益、又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みの場合、減損の兆候に該当します。ここでいう「継続してマイナス」とは、おおむね過去2期がマイナスであったことをいいます。

ただし、過去2期がマイナスであっても、当期の見込みが明らかにプラスとなる場合は、減損の兆候に該当しません。

当期がX3年に該当すると仮定し、下記の図でイメージを掴みましょう。



② 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合

企業の内部事情や、固定資産の個別的な要因により、収益性の低下が生じる、又は見込まれる場合、減損の兆候に該当します。例えば、以下のようなケースが考えられます。

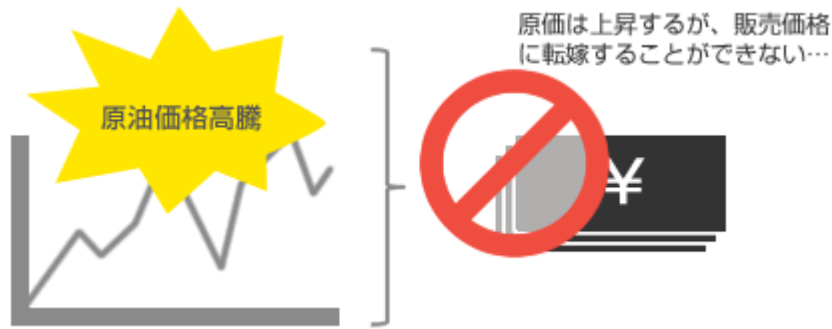
- (1)事業の廃止または再編成(会社分割や事業希望の大幅な縮小なども含む)
- (2)予定よりも著しく早期の資産の除去・売却
- (3)当初の用途からの転用
- (4)資産の遊休化
- (5)資産の著しい稼働率低下
- (6)資産の著しい機能低下
- (7)建設仮勘定について、計画の中止や大幅な延期の決定

③ 経営環境の著しい悪化がある場合

社外環境の変化により、収益性の低下が生じる、又は見込まれる場合、減損の兆候に該当します。例えば、以下のようなケースが考えられます。

- (1)市場環境の著しい悪化
 - ex. 材料価格の高騰、製商品価格の大幅な下落、販売量の著しい減少
- (2)技術的環境の著しい悪化
 - ex. 技術革新による著しい陳腐化、特許期間終了による重要な技術の拡散
- (3)法律的環境の著しい悪化
 - ex. 重要な法律改正、規制緩和、規制強化

(1) 市場環境の著しい悪化



(2) 技術的環境の著しい悪化



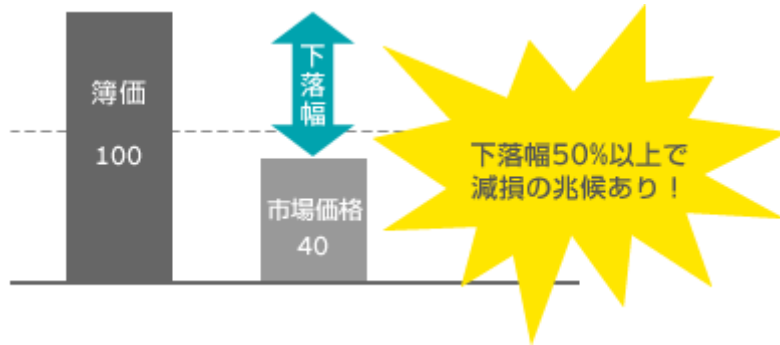
(3) 法律的環境の著しい悪化



④ 市場価格の著しい下落がある場合

資産又は資産グループの市場価格が簿価から少なくとも50%程度以上下落した場合に、市場価格の著しい下落があると考えます。この場合、減損の兆候に該当します。

市場価格とは、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場のことです。上場株式の株価と異なり、事業用資産の場合は市場価格の把握が困難な場合があります。この場合、土地の公示価格や路線価等の一定の評価額や、一般に受け入れられている指標を市場価格とみなして使用します。



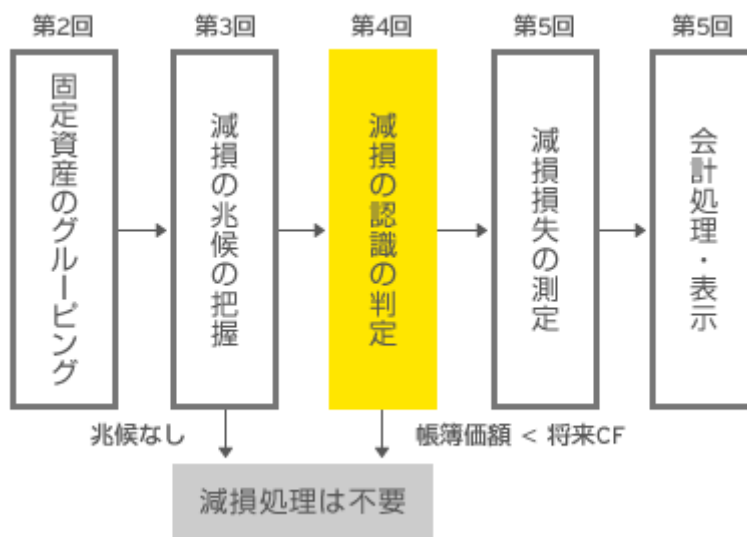
第4回: 減損損失の認識の判定

2016.09.26

新日本有限責任監査法人 公認会計士 浦田 千賀子

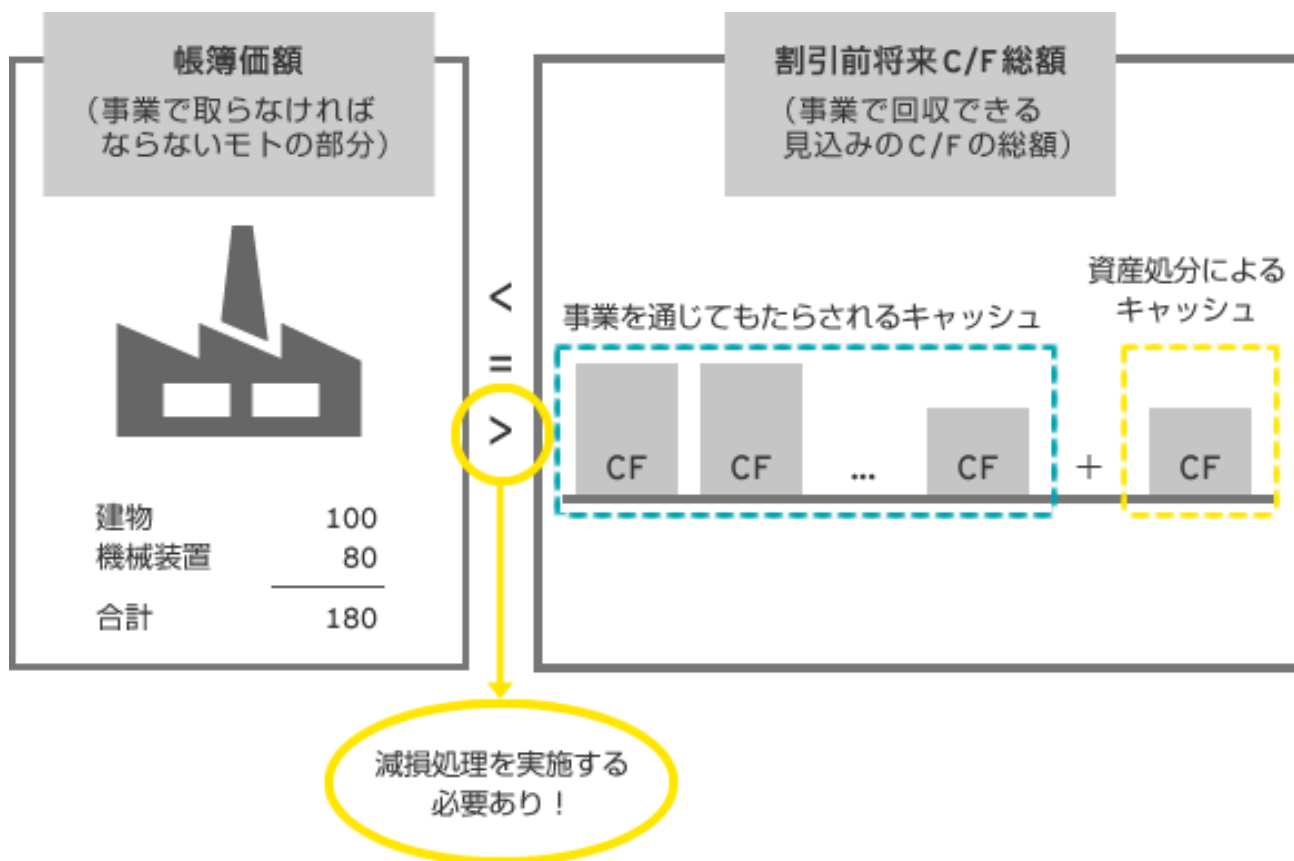
【ポイント】

減損損失の認識の判定とは、減損の兆候のある資産又は資産グループについて、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フロー総額を比較して、減損を実施するか否かを判断することです。



減損会計の第3段階は、減損損失の認識です。このステップでは、減損の兆候を検討した結果、兆候があると判断された資産又は資産グループについて、減損を実施する必要があるかを判断します。ここで、減損損失の測定の前に、割引前将来キャッシュ・フローを利用して減損損失の認識ステップを経由するのは理由があります。減損損失は将来キャッシュ・フローの見積りに大きく依存し、かつその見積り自体が、経営計画などの経営者の判断に基づいているため、主観的な要素が多くなってしまいます。そのため、認識ステップを経由することで、減損の存在が相当程度に確実かを判断したうえで、減損の測定を実施する必要があるのです。

減損損失の認識は、以下のように行われます。



このように、固定資産の帳簿価額(事業で取らなければならないモトの部分)と、将来キャッシュ・フロー(事業で回収できる見込みのキャッシュ・フロー)の割引前の総額を比較し、固定資産の帳簿価額の方が大きければ、減損処理を実施する必要がある、と判断されます。

ここで重要になるのが、割引前将来キャッシュ・フローの算定方法です。算定に当たり、注意すべき要素が2点あります。

【ポイント】

割引前将来キャッシュ・フローの算定方法のポイントは、以下の2点がポイントとなる。

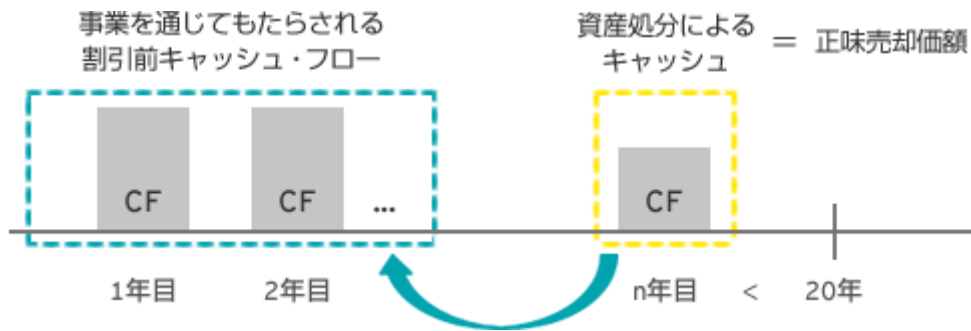
- ① 見積期間(いつまでを見積期間とするか)
- ② 見積方法(どのようにして行うか)

まず1点目は、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間です。

割引前将来キャッシュ・フローは、資産の経済的残存耐用年数まで見積もることを基本的な考え方としています。

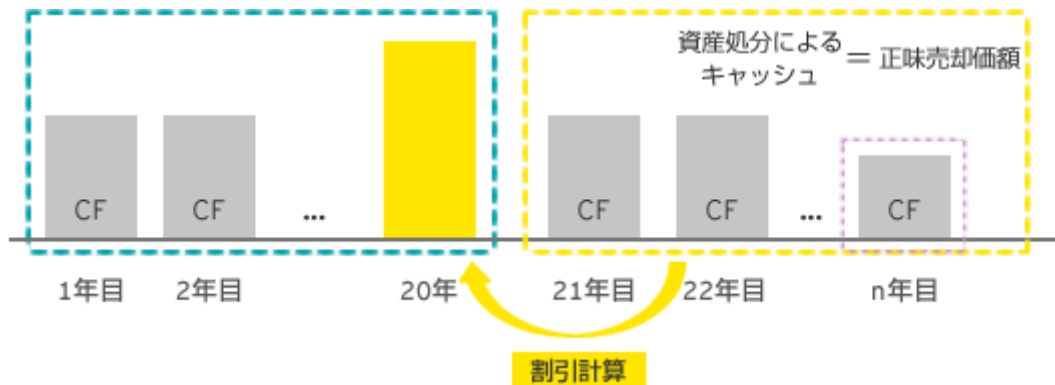
ただし資産の中には、土地のように使用期間が無限になりうるものもあるため、その見積期間を制限する必要があることや、一般に、長期間にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性が高くなることから、適用指針では、資産又は資産グループの主要な資産の耐用年数が20年を超えるか否かにより、計算方法が異なるとされています。

① 20年を超えない場合



主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超えない場合、経済的残存使用年数が経過した時点（上記図 n 年）における主要な資産の正味売却価額を、当該経済的残存使用年数までの割引前キャッシュ・フローに加算します。

② 20年を超える場合



主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合、21年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローに基づいて算定された20年経過時点（上図黄色点線）における回収可能価額を、20年目までの割引前将来キャッシュ・フローに加算します。

基準で見積り期間の最長が20年と決められているのは、無限に認めてしまうと、主要な資産が土地の場合に耐用年数が無限になってしまうこと、あまりにも先の将来予測は市場環境が現在と大きく変わっている可能性があり、その予測が不確実であるためです。

そして2点目は何をもとに割引前将来キャッシュ・フローを見積もるのか、その見積り方です。

具体的に以下の例で、割引前将来キャッシュ・フローの具体的な見積り方について、見ていきましょう。

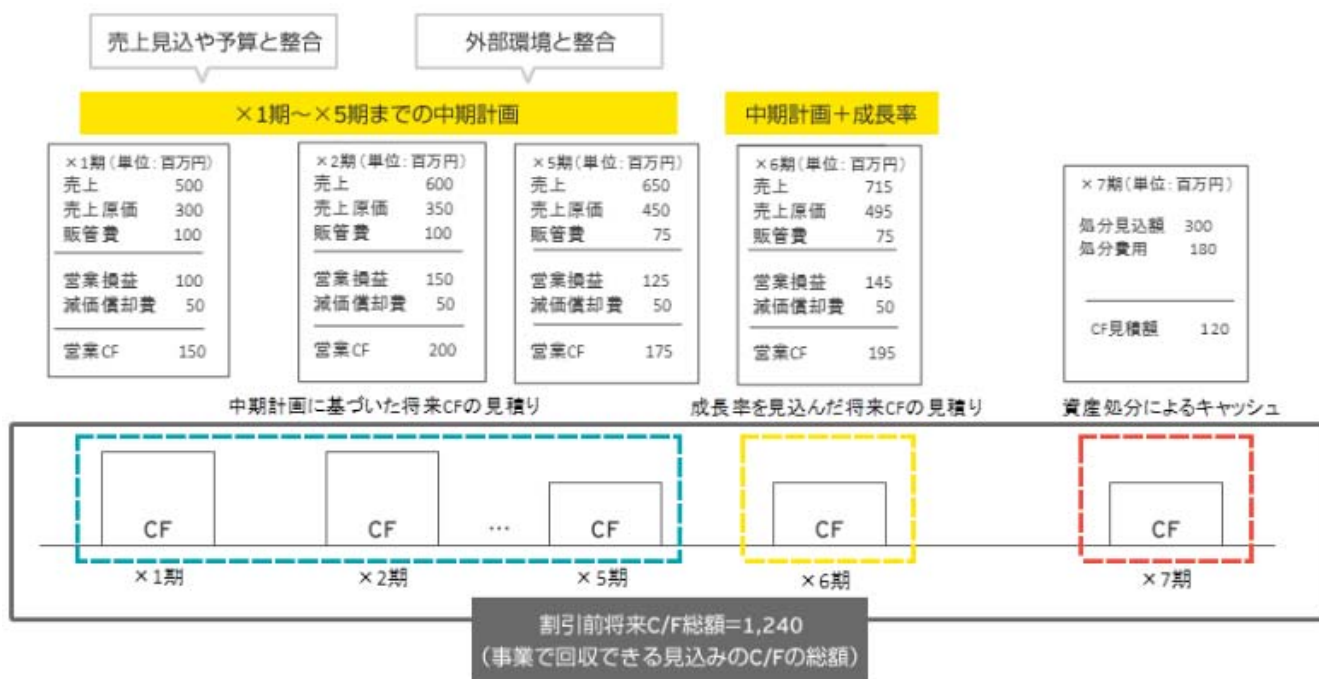
（前提）

会社は、×1年～×6年まで、資産を利用することを予定している（×7年に処分予定）。

会社が作成している中期計画は、×1年～×5年の期間である。なお、中期計画は、会社の経営環境や予算等と整合した情報に基づいて作成されている。

×3年、×4年の営業CFはそれぞれ200とする。

×6年は、成長率が10%としている。従って、売上、売上原価の発生額が×5年度の10%増との仮定を置いている。(販管費は一定とする)



適用指針では、減損損失の認識に用いられる将来キャッシュ・フローを、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積るとされています。その際に留意すべき点として、以下の点が挙げられています。

- (1) 経営環境などの外部要因や、売上見込み、予算などの内部の情報と整合した数値を前提として作成された中長期計画に基づいて見積りを行う(上記例×1年～×5年)
- (2) 会社の中長期計画が存在しない場合も、経営環境などの外部要因や、売上見込み、予算などの内部の情報に基づいて見積りを行う
- (3) 中長期計画の見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローを算定する場合、計画に基づいた一定の成長率の仮定を行って見積りを行う(上記例×6年)
- (4) 将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、現金基準の他、発生基準に基づいて見積った金額に減価償却費などの重要な非資金損益項目を加減した金額を使用することができる(上記例×1年～×7年の簡易PL)

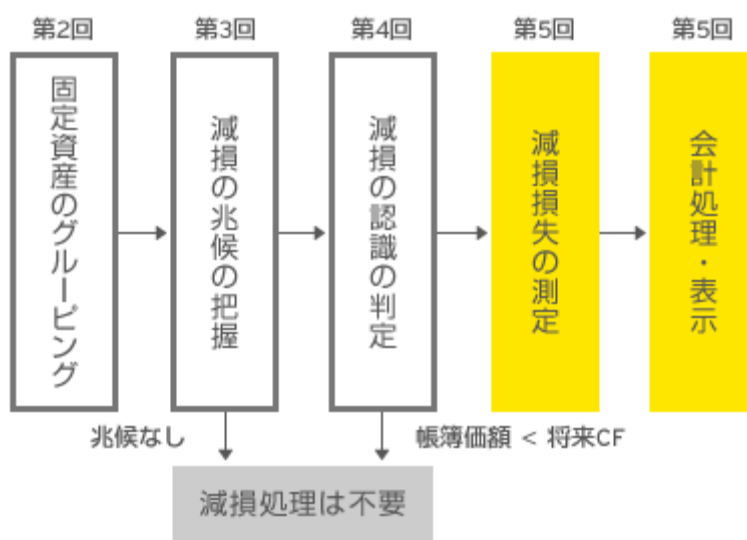
第5回:減損損失の測定

2016.09.30

新日本有限責任監査法人 公認会計士 浦田 千賀子

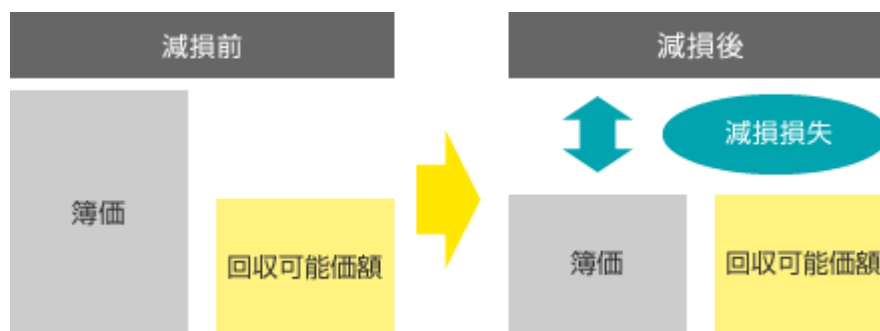
【ポイント】

減損損失の測定とは、減損金額がいくらになるかを検討するステップのことです。



減損会計の第4段階は、減損損失の測定です。このステップでは、減損を実施する必要があると認識された固定資産について、モトが取れないと見込まれる金額がいくらになるかを検討します。これにより、減損損失の金額が明らかになります。

減損損失の金額は固定資産の簿価マイナス回収可能価額で求められます。



回収可能価額とは、①使用価値と②正味売却価額のいずれか高い方の金額です。資産を保有して使用するよりも売却した方が得られるキャッシュ・フローが大きければ、売却を選択するであろうという想定に基づき、適用指針において、通常、使用価値は正味売却価額よりも高いと考えられています。つまり、減損損失の測定において明らかに正味売却価額が高いと想定される場合や処分がすぐに予定されている場合などを除き、必ずしも正味売却価額を算定する必要はないことになります。

【ポイント】

回収可能価額とは、①使用価値と②正味売却価額のいずれか高い方の金額である。

①使用価値...資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値

③ 正味売却価額...資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額

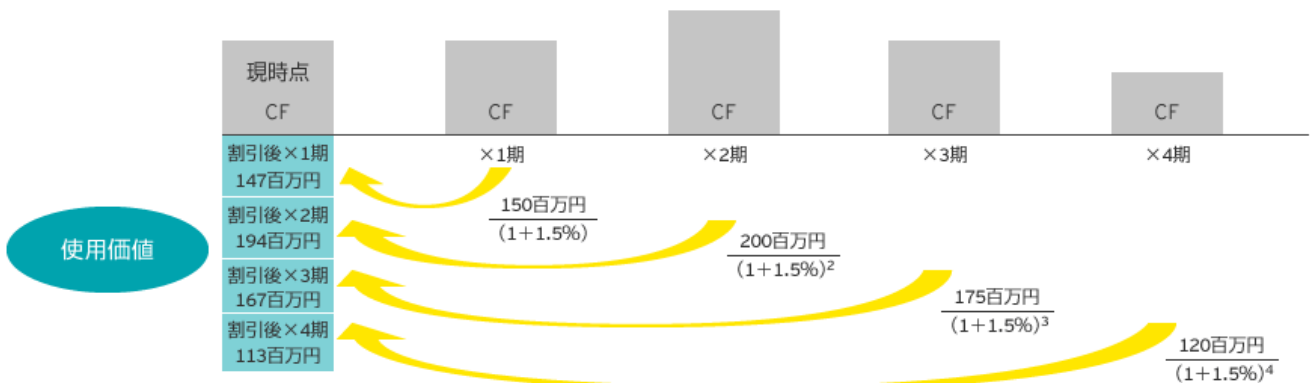
① 使用価値

使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値のことです。

下記の事例を見てみましょう。

- 会社は、×1年～×4年まで、資産を利用することを予定している(×4年に処分予定)。
- 割引率は1.5%とする。

×1期(単位:百万円)	×2期(単位:百万円)	×3期(単位:百万円)	×4期(単位:百万円)
売上 500	売上 600	売上 650	処分見込額 300
売上原価 300	売上原価 350	売上原価 450	処分費用 180
販管費 100	販管費 100	販管費 75	
営業損益 100	営業損益 150	営業損益 125	
減価償却費 50	減価償却費 50	減価償却費 50	
営業CF 150	営業CF 200	営業CF 175	CF見積額 120



使用価値とは、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引計算したものです。認識ステップでは、減損の存在が相当程度に確実かどうかを判断するため、割引前の将来キャッシュ・フローを用いましたが、減損損失を具体的に算出する際には、貨幣の時間価値などを考慮して割引計算した後の回収可能価額を用いて、固定資産の簿価と比較する必要があります。

② 正味売却価額

正味売却価額とは、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額のことです。

資産の時価は以下のように把握することになります。



減損損失を測定するステップでは、より厳密に正味売却価額を検討する必要があります。従って、上記のような客観的な指標に基づいて、時価を算定する必要があります。

これらのステップを経由して減損損失を測定した後、会計処理・表示のステップを経て、財務諸表に記載されることとなります。会計処理・表示については、解説シリーズ 減損会計 第11回「減損処理後の減価償却費の計算及び開示」において詳しく説明しておりますので、こちらをご参照ください。